神戸市看護大学共同研究費助成に関する注意事項

１．共同研究費助成に関すること

　１）共同研究費助成を申請する条件

　　　重点・一般：１つの分野の教員だけでなく、複数の分野の教員が入っていること｡

　　　臨床：本学教員と臨床の看護職者（実習施設の職員）が入っていること｡

　本学看護系教員が入っていること｡

　　 成果発表：前年度あるいは前々年度に採択された共同研究費（3-4の「成果発表」を除く）に関するものであること。

　　　　研究メンバーの転出・退職等があった場合、必要最小限度のメンバー変更は認める。

　　　　代表研究者が転出・退職等の場合は、代表研究者の交替も認める。

　２）研究テーマ、研究者、研究方法の追加・変更について

申請書の審査を通過した後の研究テーマ、研究代表者、共同研究者、研究方法の追加・変更は、原則として認めない。それが必要な場合は、必ず研究・紀要委員会に申し出ること。

　３）研究費として申請できないものについて

賃　金：共同研究に関するアルバイト代

交通費：タクシー代

研究協力者への謝金：1,000円を越えるもの（現金は不可）

会議費：お茶、お菓子など

業者に委託する逐語録の作成：１名のデータにつき60分×１万円を上限とし、20名分までの20万円を上限とし、それ以上は認めない。

　＊　研究経費明細の書き方については、記入例をホームページに掲載している。

　４）研究成果の発表について

「神戸市看護大学共同研究助成募集要領」の項目３．の１），２），３）の研究の助成を受けた者はその成果につき当該年度１月末迄に「研究実績報告書（様式４）」を提出する。研究実績報告書は同年度発行の本学紀要に掲載する。成果を論文（原著、研究報告、資料の別を問わない）として、既に本学紀要に投稿した場合、それを報告書に代えることができる。論文の要領は紀要投稿規定に従う。また、研究実績報告書を提出した後2年以内に、臨床共同研究については各病院で行われる看護研究発表会等で、重点研究と一般研究については学会等で成果を発表し、それを証明する抄録等を研究・紀要委員会に提出する。

重点研究については、研究実績報告書を提出した後、3年以内に査読のある学術雑誌への掲載を義務とする。この期限を過ぎる場合には委員長に申し出る｡

　５）罰則について

分配された研究費を半分以下しか執行していない研究については、使用品目・研究実績を確認し、妥当でないと判断された場合、その研究代表者は次年度の共同研究について研究代表者にも、共同研究者にもなれない。

２．臨床共同研究の研究計画書作成の助成金に関すること

１）助成金に関すること

この助成金は総額約20万円であり、申請があった研究件数により一律に配分する。

この助成金の用途は会議のための交通費と資料・文献の印刷、および図書購入に限定する。

　２）申請書の提出期限後に提出された研究課題についての取り扱い

臨床からの研究課題の締め切りの後、１月末までに申し出があった臨床からの研究課題については、その時点で教員に提示する。その研究課題については、研究計画書作成のための助成には応募できないが、臨床共同研究費の助成には応募できる。

３．成果発表の助成金に関すること

　　１）１研究課題につき、１回限りの助成とし、旅費・学会参加費の支出については、1名分までとする。

２）この助成種目に関する支出は当面、助成種目としての総額が40万円を超えない額までとする。